第四　第８条第１項に規定する区域計画の同条第７項の認定に関する基本的事項

１．区域計画の作成に関する基本的な事項

①　区域計画作成に当たっての基本的考え方

区域会議は、法第８条に基づき、基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとされている。

区域計画は、国家戦略特区において、

ア）法第２条第３項の規制の特例措置

イ）構造改革特区の規制の特例措置

ウ）法第28条に基づく利子補給金（以下「国家戦略特区支援利子補給金」という。）の支給

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。

区域計画は、特区において実施する具体的な特定事業等を定める、いわば実施計画であり、区域会議の構成員である国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び民間事業者の三者により、相互に密接な連携の下に協議した上で、これら三者の全員の合意により作成しなければならないものである。

区域計画の作成に当たり、地域の実情や住民の声は、関係地方公共団体の長の参画を通じて適切に反映するよう努めるものとする。また、国家戦略特別区域担当大臣は、自ら計画を推進する立場に立って積極的に関与することで、意思決定の迅速化に努めるものとする。また、実施しようとする特定事業に係る手続について、できる限り合理化及び迅速化に努めるものとする。なお、区域計画は、必要に応じ、法第９条の規定に基づき変更を行うものとする。

②　区域計画の記載事項

法第８条第２項に基づき、区域計画には、以下の事項を定めるものとする。

ア）国家戦略特区の名称

イ）区域方針に定める目標を達成するために国家戦略特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体

ウ）特定事業ごとの規制の特例措置の内容

エ）その他特定事業に関する事項

オ）区域計画の実施が国家戦略特区に及ぼす経済的社会的効果

カ）その他必要な事項

国家戦略特区において区域方針に定める目標を達成するために必要な事業であって、特定事業以外のものについては、必要に応じ、カ）に記載することとする。

法第10条第１項に基づき、区域計画には、以下の事項を定めることができる。

ア）国家戦略特区において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特区法の特定事業の内容、実施主体及び開始の日

イ）構造改革特区法の特定事業ごとの構造改革特区の規制の特例措置の内容

ウ）構造改革特区法の特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域の範囲

③　特定事業の実施主体に関する申出制度の趣旨及び手続

法第８条に基づき、区域会議において区域計画を作成する際、特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、これについて公表することとしている。この公表があった場合に、当該特定事業を実施しようとする者（当該公表がされた者を除く。）は、区域会議に対して、実施主体として加えるよう申し出ることができることとし、区域会議は、この申出に係る特定事業が国家戦略特区における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資すると認めるときは、この申出に応じるものとしている。

これは、区域計画を作成する際に、先に特定事業の実施主体として区域計画に位置付けられた者の既得権益とすることなく、国家戦略特区の目的に合致する事業を行おうとする事業者に対し、広く公平な参加の機会を設け、区域計画の目標達成を図ろうとするものである。

特定事業の実施主体に関する公表については、インターネットの利用等により広く周知を図ることとする。また、申出については、特定事業の実施主体として実施しようとする内容や実施主体として加わることによる効果等を記載した申出書及び必要な添付書類を、区域会議の定める日までに、区域会議に提出するものとする。

２．区域計画の認定に関する基本的な事項

①　内閣総理大臣による認定の意義及び効果

区域計画については、基本方針及び区域方針との適合性等を担保する必要があることから、内閣総理大臣の認定を受けることが必要である。

内閣総理大臣は、法第８条第７項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。当該認定を受けることにより、区域計画に定められた特定事業について規制の特例措置や国家戦略特区支援利子補給金等の適用を受けることが可能となる。

②　認定基準

法第８条第７項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

ア）基本方針及び当該国家戦略特区に係る区域方針に適合するものであること。

区域計画に定められた内容が、当該国家戦略特区に係る区域方針に合致していること、個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続等が満たされていることなどをもって判断する。

イ）区域計画の実施が当該国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与するものであると認められること。

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定事業、構造改革特区法の特定事業等として定められていることをもって判断する。

ウ）円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

特定事業、構造改革特区法の特定事業等について、区域計画が認定された場合に、事業が具体化されていること、事業の実施スケジュールが明確であることなどをもって判断する。

③　迅速な処理

国家戦略特区制度においては、スピード感が重要であり、区域会議において作成された区域計画の実行が、内閣総理大臣の認定手続により遅れることがあってはならない。このため、内閣総理大臣の区域計画の認定手続は、できる限り迅速に行う。

また、関係府省庁の長は、内閣総理大臣が区域計画の認定を迅速に行うことができるよう、速やかに、法第８条第９項に基づく同意についての判断を行い、通知するものとする。

④　法第８条第９項の趣旨

法第８条第９項に基づく区域計画に対する関係府省庁の長の同意は、専門的な立場から、区域計画に定められた特定事業及び規制の特例措置の内容が当該規制の特例措置について定めた法令の規定に合致しているか否かの判断を求めるものである。

内閣総理大臣が区域計画を認定すべきであると判断した場合は、法第８条第９項に基づき、区域計画に記載された特定事業又は構造改革特区法の特定事業に関する事項について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

その際、関係府省庁の長は、区域計画に定められた規制の特例措置の内容が、同意のための要件等に関して第五の内容に合致するよう作成された法令に適合していれば、同意するものとする。

また、構造改革特区の規制の特例措置については、関係府省庁の長は、区域計画に定められた構造改革特区の規制の特例措置の内容が構造改革特別区域基本方針別表１に定める「同意の要件」及びこれについて規定した同表の内容に合致するように定められる法令に適合していれば、同意するものとする。

⑤　関係府省庁の長が不同意の判断をする場合の取扱い

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、どの部分が法令の規定に適合しないのかについて、具体的な理由を付して説明するものとする。

内閣総理大臣は、区域計画の認定を行うに際し必要と認めるときは、法第８条第８項に基づき、諮問会議に対し意見を求めることができることとされており、関係府省庁の長が区域計画に対する同意に支障がある旨提起した場合には、当該区域計画の認定について諮問会議の意見を聴くこととし、諮問会議においては、当該府省庁の長の意見聴取を行い、調査審議することとする。